

「長野第2合同庁舎(21)機械設備改修その他工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧下さい。

【工事の概要】

本工事は、長野第2合同庁舎(長野県長野市旭町1108番地)において、吸収冷温水機(庁舎地下1階機械室)、冷却塔(庁舎5階建ての屋上)の更新を行う工事です。

(1)主な工事内容

- ・吸収冷温水機の改修は、地下1階機械室内に設置されている機器本体と、それに伴う配管類(機械室内のみ)の更新です。
- ・冷却塔の改修は、吸収冷温水機に合わせ機器本体と、屋上の冷却水配管の更新です。
- ・電気設備工事は、機械設備改修工事に伴う電灯設備及び動力設備の改修です。
- ・建築工事は、機械設備改修工事に伴う内装改修及び設備基礎の新設です。

(2)施工時期、施工条件

- ・施設を使用しながらの改修工事ですが、機器の搬出入作業、事務室内・廊下作業及び騒音や振動が発生する作業以外は平日作業が可能です。
- ・作業時間帯等については、現場説明書を参照してください。
- ・その他の仮設、養生、作業範囲については、K-01~04図を参照してください。

○実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

(1)実態を踏まえた積算の運用

- ・法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

(2)入札時積算数量活用方式の適用

- ・発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

(3)施工条件等の円滑な協議

- ・契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。
(請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です)

(4)工事関係図書等の効率化

- ・本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html

(5)週休2日促進工事の適用

- ・本工事は受注者が発注者へ週休2日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式を適用します。

(6)主任技術者又は監理技術者の扱い

- ・現場施工に着手するまでの期間(開札日から30日間を予定)は、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しません。

(7)工期に応じた共通費の算定

- ・予定価格の算出にあたり、長野第2合同庁舎の共通仮設費及び現場管理費については、工事費に対して工期が著しく長期となるため、必要となる費用を積み上げにより加算しています。